

<史料紹介> テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (14)

テオドシウス法典研究会, 代表 後藤篤子 / A, Study Group for CTh

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

62

(開始ページ / Start Page)

81

(終了ページ / End Page)

109

(発行年 / Year)

2004-09-30

〈史料紹介〉

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一四)

テオドシウス法典研究会
(代表 後藤 篤子)

- | | | | |
|---|--|----|---|
| 一 | 三二三年 (法文①)～⑩ (以上『専修法学論集』第五九号 [一九九三年九月]) | 八 | 三一九年一月～三二〇年二月 (法文⑪⑧)～⑬①) (以上同五〇号 [一九九八年七月]) |
| 二 | 三二四年 (法文⑪)～⑫②) (以上同六〇号 [一九九四年三月]) | 九 | 三二〇年二月～三二一年一月 (法文⑬②)～⑬⑤) (以上同五三三号 [一九九九年七月]) |
| 三 | 三二五年一月～一〇月 (法文⑬③)～⑬④) (以上同六一号 [一九九四年七月]) | 一〇 | 三二一年二月～八月 (法文⑬⑤)～⑬⑦) (以上同二〇〇〇年八月) |
| 四 | 三二五年一月～三二六年 (法文⑬③)～⑬⑤) (以上同六三三号 [一九九五年三月]) | 一一 | 三二一年八月～三二三年四月 (法文⑬⑧)～⑬⑩) (以上同五八号 [二〇〇一年七月]) |
| 五 | 三二七年～三一九年三月 (法文⑬⑥)～⑬⑧) (以上『立教法學』第四三三号 [一九九六年二月]) | 一二 | 三二三年五月～三二五年六月 (法文⑬⑦)～⑬⑩) (以上『法政史学』第五七号 [二〇〇二年三月]) |
| 六 | 三一九年四月～七月 (法文⑬⑨)～⑬⑩) (以上同四五号 [一九九六年九月]) | 一三 | 三二五年六月～三二六年三月 (法文⑬⑩)～⑬⑪) (以上同五九号 [二〇〇三年三月]) |
| 七 | 三一九年七月～一〇月 (法文⑬⑪)～⑬⑫) (以上同四七号 [一九九六年九月]) | | |

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一四) (後藤)

一四 三二六年三月～七月（法文^⑲～^⑳）（以上本誌）

（承前）

⑲ 第二卷第一十六章第一法文

コーンスタンティヌス帝が首都住民に〈宣示す〉。

架空の売却、後見人の〈その他の〉策謀に対しては、諸勅命に基づき未成年者に原状回復により保護が与えられることに疑いはない。⁽²⁾ さらに、その同じ者（＝後見人）たちがその後見関係を欺いて自身の財産から何かを譲渡したことが証明されたときには、詐害の特示命令により未成年者のために配慮される旨、周知されるべし。

正帝自身が七度目にして副帝がコーンスルの年の三月一日五日シルミウムで付与す。⁽⁵⁾

(1) *sanctio*、帝政前期にあつては、違法行為に対する制裁を定めたり、後の命令による廃止を禁止したり、別の法に反した法によって行動する者の責任を免じたりすることに よつて、法の効果を強化する条項を意味したが、後期になると、一般的効力を有する皇帝の命令を意味する *pragmatica*

ca sanctio などと使われるようになる。Berger, *Encyclopedic Dictionary*（法文^⑳註（3）所引）、s. v. [Sanctio]; [Pragmatica sanctio], Gohofredus, ad h. l. は、『勅法彙纂』第五卷第三章第二法文、同第五卷第七章第四法文および同第四卷第三章第二五法文がここではまず考えられるとし、それを前提にすると「諸法」と翻訳すべきものとも考えられるが、本稿ではすでに勅令 *edictum*、勅法 *constitutum* などと可能な限り由来のわかる訳語を附す努力をしているので本文のような訳語とした。なお、Gohofredus が想定する前法の一つ、『勅法彙纂』第五卷第三章第二法文は、同第二章第二七章第二法文および同第四卷第三章第二五法文と一体をなす長大な法だったと考えられており、本法文と同一の *inscriptio* と *subscriptio* とを有する。その内容の概要は次掲法文^㉑註（1）参照。

(2) 法文^㉑参照。

(3) *quid ... de suo in fraudem tutorae alienasse*、帝政前期までの後見人・被後見人関係においては、後見人は被後見人の財産を「あたかも所有者として *domini loco*」管理したとされるため、後見関係継続中に後見人が被後見人の財産に関して行った行為であっても自ら債権、債務を取得することがあり得、後見人の財産との混同が生じ得た。それは後見終了後に解消されるべきものであるが、後見人は、その履行を困難にするために自己所有の財産を第三者に移転してしまうことがあった。cf. Kaser, *Das römische Privatrecht* I

(法文②註(3)所引), p. 360; 船田享二『ローマ法』(法文②註(2)所引)、第四卷、一九八二〇一頁。

- (4) *interdictum fraudatorium*. 帝政前期においては、債務者が債権者に損害を及ぼすために意図的に (*fraudandi causa*) なした行為 (たとえば、第三者への譲渡) を取消す手段の一つで、本文中の原状回復 *in integrum restitutio* と同様の効果を生み出す手段だった。Berger, *op. cit.*, s. v. [*Interdictum fraudatorium*]; 前註にあるように、後見関係終了後、後見人が引渡すべきものを有している場合には、後見人が債務者、被後見人が債権者と位置付けられて、本特示命令の適用が問題となる。なお、特示命令とは、方式書訴訟にあって法務官その他の裁判権者が請求者の要求に応じて発する命令で、被請求者に何らかの行為をなすこと、または何らかの行為を禁止することを命じるものであった (たとえば、占有の保護)。通常の保護請求手段の訴権と異なり、二段階に分かれる方式書訴訟の手段中第一段階で命令が出されるため、即決手続的、行政手続的などの特徴づけられることがある。しかし、被請求者がこの命令に従わないときには、通常手続類似の手続が開始する。一方、特別審理手続 *cognitio extra ordinem*、後の職権審理手続が普及していくに従い、訴権と特示命令との手続き上の差が不明瞭になり、ユースティニアヌス帝期には明白に消失したとされる。cf. Berger, *op. cit.*, s. v. [*Interdictum*], 法文③④註(2)も参照。

テオドシウス法典 (*Codex Theodosianus*) (一四) (後藤)

- (5) Seeck は、皇帝がコンスルスであった年のうち「三月一日シルミウム」が可能なのは三二八年、三二九年、三二九年だけであり、*subscriptio* が比較的良好な伝存状況である以上最小限の変更に留めるべきであるので VII (三二六年) から VIII (三二九年) に変えたほうが良いと考え、三二九年とすべき。cf. *Regesten*, pp. 21, 64.

②② 第三卷第三〇章第三法文⁽¹⁾

……または保佐人は、その同じ物が使用に耐え得るかどうかを何度も吟味の上調べるよう、求められるべし。

- (7) 未成年者の不要な動物が売却されることも、我等は禁止しない。

正帝コンスタンティヌスが七度目にして副帝コンスタンティヌスがコンスルスの年の三月一日シルミウムで付与す⁽³⁾。

- (1) 写本では *inscriptio* 以降の大部分が伝わっていないが、『勅法彙纂』第五卷第三七章第二二法文および同第五卷第十七章第四法文に採録されて伝わっていると考えられている。cf. Mommsen, *ad h. l.*、これを前提に考えると、首文

principium以降、第(6)節の途中まで写本には伝わっておらず、その欠落部分の概要は以下である。すなわち、コーンスタンティヌス帝は、必要に迫られた場合には、農地および農村奴隷 *praedia et mancipia rustica* を除き、被後見人・被保佐人のすべての財産の売却を後見人・保佐人に義務付けていた法律を廃止し、すべての土地および価値の高い奴隷は保持すべきこと、およびその他の財産は当局の審査と許可を得て譲渡されるべきことを定めた。特に第(6)節は、「したがって、後見人の売却は(当局の)決定がなされることなしには、今や無効である。ただし、使用して擦り切れ、または役に立たなくなつて元に戻すことができないうる服だけはこの限りではない」となっている。

(2) 写本上伝わっていない部分が前註所引の法文に伝承されているとすれば、衣服 *vestes* を意味する。

(3) 法文註(5) 参照。

㉓ 第九卷第一九章第二法文

コーンスタンティヌス帝が首都長官マークシムスに
(宣示す)。

過去において法廷では、文書が提出されたのち、もし何
びとかがそれらは偽造であると主張したときは、民事訴訟

の裁判官は判決を差し控えるという慣行が守られ、その結果、何ら期間の制限が設けられていない告発の脅威が請求者なり占有者を翻弄するという事態が生じていたので、我等は以下のことが適切であると考えた。すなわち、たとえ訴訟当事者の一方が偽罪(告発)の喧騒を持ち込んだとしても、それでも提出された文書が証するところに従って請求者なり占有者なりに仮の(占有)が許され、民事訴訟が終了した時にはじめて、偽罪についての次の訴訟が続くようにする、ということである。

(1) それゆえ我等は、(偽罪の)告発登録ははじめは効力を持たないことを望む。しかし、偽罪の審理が始まったときは、民事裁判は判決によって終了しているのであるから、古来の慣行に従つて証拠や証人、文書の照合、真実が残す他の痕跡によつて、最も厳しい調査が行われるべきである。また、告発人に対してのみ審問が行われたり、彼に立証義務のすべてが課されるのではなく、裁判官は両当事者の間で中立たるべきである。さらに裁判官は、如何なることであれ自ら考えるところを中間判断によつて公にすべきではなく、あたかも(皇帝への)報告の場合——その場合は審理の義務だけが(裁判官に)委ねられるわけであるが——を範とするかの如くに審理を行い、自らにとり明白

になったことを終局判決で申し渡すべきである。

(2) 一方、(偽罪の) 刑事訴訟の喧騒については、訴訟当事者も裁判官も越えてはならない最終期限を、我等は一年の間と限るものであり、その期間の開始は、しかるべき裁判官のもとで宣誓によって訴訟審理が開始された、という形で始まるものとする。立証ののち、犯罪の重大さが求めれば死罪が、そうでなければ流刑が、偽造を行った者に科されること。

正帝コーンスタンティヌスが七度目にして副帝コーンスタンティウスがコーンスルの年の三月二五日にトラヤーヌス広場で掲示す。

(1) Maximus. 一般に、三一九―三二三年に首都長官を務めた Valerius Maximus (法文^②註(1) 参照) と同定されてゐる。cf. *PLRE*, i, p. 590 (Valerius Maximus signo Basilius 48). *subscriptio* に基づく発布年との食い違ひについては後註(7)を参照。

(2) すでに紀元前八一年のスツラの法 (*lex Cornelia de falsis*) によって、遺言書の偽造・変造・不法な破毀、通貨の贋造・変造などは、常設査問所で裁かれるべき刑事犯罪(偽罪 *falsum*) となっていたが、帝政期に入つて、不敬

テオドシウス法典 (*Codex Theodosianus*) (一四) (後藤)

罪などと並んで元老院裁判で扱われるようになることも偽罪の適用範囲も拡大し、遺言書以外のあらゆる文書の偽造・変造等も「偽罪」とされた。cf. Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文^②註(3) 所引), s. v. [Falsum], 船田亨一「ローマ法」(法文^②註(2) 所引), 第一巻、二三五―三四六頁。Gothofredus, ad h. l. によれば、古法ではより重大な事件、従つて刑事訴訟の審理の方が民事訴訟の審理より優先され、しかも偽罪の告発はいつでも可能であるのみならず、開始された訴訟についても結審に至るまでの時間的制約は一切なかったため、長引く裁判が請求者・占有者双方を害していたので、コーンスタンティヌス帝は本法でそのような事態の是正を図つたのである。

(3) *falsi strepitus*. 法文^②にも「告訴の喧騒」という表現がある。法文^②註(3) 参照。「喧騒」を意味する *strepitus* は、帝政後期の法文では刑事訴訟の法廷で発せられる声を指して用いられ、それゆゑに本文法第(2)節で「刑事訴訟」と記した *strepitus criminalis* のように、刑事訴訟そのものを意味する *strepitus* とある。cf. Berger, *op. cit.*, s. v. [Strepitus].

(4) *momentum*. Gothofredus, ad h. l. に *momentum* は *interdictum retinendae vel recuperandae possessionis* (占有保持もしくは占有回復の特示命令) の効果を意味するので、占有を補つて訳した。

(5) *inscriptio*. 共和政の末期、*accusatio* が刑事手続を開始する行為たる告訴・告発を一般的に意味するようになるが、

犯罪追求をする私人は、告発人 *delator* と呼ばれて、管轄の常設査問所 *quaestio* に犯罪事実を口頭もしくは書面で申告し、犯人の処罰を求める意思表示をする *nomen delatere*。政務官は、署名告訴・告発 *subscriptio* を受領した場合には、日付、主宰政務官名の後に告発人・被告発人の氏名、違反法律名、犯罪行為などにつき公文書に登録することを命じたが、この登録を *inscriptio* と言う。登録は通常、告発人本人によりなされるが、濫訴を防ぐために宣誓 *iuramentum calumniae* が課される。なお、初めに記入される必要のなかった項目、たとえば補助告発人などの記載は、史料上しばしば *subscriptio* または *inscriptio* の *subscriptio* と言われることがあるが、相互流用されることもある。cf. Berger, *op. cit.*, s. v. [Inscriptio]. [Accusatio]; Th. Mommsen, *Römisches Strafrecht* (Leipzig 1899 [Graz 1955]), pp. 384-386.

ちなみに、本稿においては以後、原則として *accusatio* を「告訴」、*delatio* を「告発」とするが、これらの言葉は本法典中で相互流用されていることもあるので、訴提起する者の範囲が限定的であるときには「告訴」、被害者他に限定されずに広く認められているときには「告発」という言葉を用いることにする。

(6) *interlocutio*. 法文²⁹註(1)参照。

(7) *Gothofredus, ad h. l.* は、名宛人の首都長官マークシムスの在任期間から考えて、この *subscriptio* は「正帝コーンスタンティヌスが六度目にして副帝コーンスタンティヌス

スがコーンスルの年」(すなわち三二〇年)であるべきと考える。Mommsen, *ad h. l.*; *Seckl Register*, pp. 64; 170 も同様。PLRE, i, loc. cit. もこれに従う。

29 第九卷第八章第一法文

コーンスタンティヌス帝がイータリア管区代官パッススに〈宣示す〉。

少女が成熟年齢²となる年に近づき、婚姻を望むようになったときには、後見人は、その結婚が求められている少女の処女性が汚されていないことを証明しなければならぬ。ただし、このことが徒に拡大〈解釈〉されてしまわないように、貞潔陵辱という不法〈な行為〉について後見人自らが潔白であることを証明する義務のみが後見人を縛るべきである。以上のことが確定したときに、〈後見人は〉すべての恐れから自由となつて、望まれた結婚を享受すべきである³。もしも、純潔強奪という悪行が後見人に帰するならば、後見人は、〈本来ならば〉諸法が強姦者に科す罰を受けるべきであるとはいへ、流刑によつて罰せられ、その財産はすべて国庫に没収されるよう、〈貴官の〉部署は

以後配慮すべし。

正帝コーンスタンティヌスが七度目にして副帝コーンスタンティヌスがコーンスルの年の四月四日アクイレーイアにて付与す。

(1) Bassus vic. Ital. *PLRE. i.*, p. 154 (Iunius Bassus 14) は、このバッススをユニーウス・バッスス(三一八〜三三一年の道長官)とする。なお、法文⑩註(1)も参照。

(2) *adulhae aetatis*, (この表現は本来、成熟年齢(男子の場合一四歳「ただし異説あり」、女子の場合一二歳)を超えた者を指して用いられるのが一般的だが、本文文では初婚可能年齢のことが問題となっているので、ここでは特に女子が結婚可能となる一二歳が念頭にあったものと思われる。なお、成熟者については、法文⑮註(2)を参照。

(3) 本文の当該箇所の主語に「*in*」¹ *Gothofredus*, ad h. l. は、後見人の可能性と被後見人の可能性の両方を指摘しているが、*J. Evans Grubbs, Law and Family in Late Antiquity* (法文⑩註(7)所引), pp. 193-199 は、皇帝の恩寵を得た場合に限り、後見人(またはその息子)と被後見人の少女との結婚を認めたディオクレティアアーヌス帝とマークシミアアーヌス帝の勅法(『勅法彙纂』第五卷第六章第七法文。年代不明)をあげて、当該箇所的主語を後見人とし、*Phar*の訳も同様であるので、ここではさしあたり Evans

Grubbs の説をとって、後見人を主語にして訳出した。

本文が規定する一連の手続きについて、*Evans Grubbs, loc. cit.* は以下のような流れを想定している。すなわち、後見人が被後見人との結婚を望む場合には、まず被後見人が処女を保っていることを証明する義務が後見人に課され、被後見人の純潔が後見人によって汚されていると判明したならば、後見人は財産没収をとまなう流刑に処せられ、他方、被後見人が処女であることが証明されたならば、後見人には皇帝の恩寵が与えられて、被後見人との結婚が認められた、と。なお、*L. Desanti, Costantino e il matrimonio fra tutore e pupilla, BDR 443-63* (1986), pp. 447f. も同様に考え、さらに、本文冒頭部分の「婚姻を望むようになったときには」の主語も後見人としているが、この動詞は *coeperit* であり、主語は単数でなければならぬので、本文文では *tutores* ではなく *puella* を主語として訳出した。(4) 法文⑩註(2)を参照。

②③ 第一四卷第四章第二法文

同(「コーンスタンティヌス」帝がルクリーウス¹ ウェリーヌスに「*宣示す*」²)。

土地所有者は豚商人に金銭では支払わないと自ら判断し

てもよい。それが許可されるのは、豚の重量を計る際に豚商人たちに勝手が許されないようにという理由からである。しかし、もし豚商人が豚を正當に評価したならば、支払いのどちらの方法も許されている土地所有者は、この者（＝豚商人）に金銭を支払うこと⁽³⁾。他方、金銭を受け取ることで、豚商人に何らかの損失が生じることのないように、土地所有者は毎年、公の取引の慣行上通用している豚肉の価格を計算すること。そして、すべての場所で値段のありようが常に同じであるというわけではないのだから、土地や時候の違いに応じて現物の金銭換算をなすべし。ただし、豚肉そのものが提供される場合を除く。さらに、（イータリア）諸州の総督⁽⁴⁾は、豚肉がどの場所であらであるかを、毎年貴官の知るところとなすよう命じられるべし。それは、この報告が貴官によって吟味されたその上で、豚商人らがそれぞれ（の州）に赴いて、これら諸州で通用していると貴官が認めた価格を受け取るようにするためである。実際、豚商人たちは、（豚肉が市場で取引されるのと同じ）価格（の金銭）を土地所有者から受け取る以上、より高く買うかより安く買うかは関係ないのだから、不平を言うことはできない⁽⁵⁾。そして、土地所有者たちは、肉に対して高い価格を設定すればするだけ、豚商人た

ちにより多くを支払うことになるということを知つて、現物を（市場で）売却する際に節度を保つてであろう。

正帝コーンスタンティヌスが七度目にして副帝コーンスタンティウスがコーンスルの年の四月一日に付与す⁽⁶⁾。

(1) Lucius Verinus. Mommsen, ad h. l.: *PLRE*, i, pp. 951f. (Lucius Verinus 2) によれば、三三三年九月二三日から三三五年一月四日 (Mommsen によれば三日) の首都長官。この人物については、*PLRE*, loc. cit. の他、André Chastagnol, *Les fastes de la Préfecture de Rome au Bas Empire* (Paris 1962), pp. 74-76 (30. Lucius Verinus) / 法文②註(一) および法文⑥註(一) も参照。

(2) *suarii*. 皇帝アウレリアヌスは、ローマ市民に対する穀物の無料供給に豚肉の配給を加えた。豚商人はそのための豚の調達や運搬を引き受け、パン製造業者 *pistores* と同様に、組合を形成していた。四世紀までには、そのような「豚商人」の奉仕義務は土地に課されるようになり、その土地を所有する者が「豚商人」となった。五世紀初めの「豚商人」は、その土地を組合に寄贈しなければ、役職・官職に就くことも、聖職に入ることもできなかった。以上 Jones, *LRE*, p. 702 を参照。

(3) B. Sirks, *Food for Rome* (法文⑨註(7) 所引), p. 369 の説明によれば、四世紀から五世紀の初めまで、豚肉供給の

システムは以下のようなものである。イタリヤのいくつかの州(次註参照)では、一般の土地所有者が、*Canon suarius*と呼ばれる、一定重量の豚肉を毎年供給する義務があった。この *Canon* は、組合に属する「豚商人」によって徴収されるか、それぞれの都市の参事会によって徴収された後、「豚商人」に引き渡された。ローマ市にいる首都長官のもとまで、前もって定められた量の豚肉を届けることは「豚商人」の義務であった。引渡される豚肉の総重量は *Canon suarius* の総計と同じであったが、徴収の際には *Canon* の他に *epinetrum* といわれる追加分が上乘せされ、「豚商人」たちはそれで損失や経費を賄った。「豚商人」たちが全 *Canon* を集められなかった場合、どこから購入することで一時的に補充して、決められた総重量を引き渡さねばならなかったのだと推測できる。

- (4) *regiones*. ローマ帝領の大部分は、州 *provincia* に区分されていたのに対し、イタリヤは *regio* に区分されていた。帝政盛期以降、イタリヤの地位とその他の帝国領の地位の差が徐々に解消してゆき、三世紀の末には、*provincia* と *regio* は名こそ違え、実態は同じようになった。以上のごとくに鑑みて、(1)-(3)では *regio* を *provincia* 同様、「州」と訳出した。イタリヤの *regiones* については、Rudi Thomson, *The Italic Regions from Augustus to the Lombard Invasion* (Copenhagen 1947), pp. 196-243 を参照。なお、Jones, *LRE*, p. 702 に「それは、ローマ市に豚肉を供給した

のは、カンバーニア、サムニウム、ルーカーニア、ブルッティウム州の指定された都市。

- (5) Jones, *LRE*, pp. 702f. は、「豚商人は受け取った金を使って、地元市場で同じ重さの豚を買えるのだから、豚商人が損を被ることはないという理屈であると説明している。

- (6) 写本によるコーンスル年は三二六年であるが、ウエリウスが首都長官であった四月一日が三二四年にしかないとから、この年の発布と考えられる。cf. Seeck, *Regesten*, pp. 64, 173.

②④ 第九卷第一二章第二法文

同(=コーンスタンティウス)帝がマークシミアース=マクロビウスに(宣示す)。

主人たちの笞打ちの結果として奴隷が死ぬような悲運が生じたとしても、自らの所有する家内奴隷たちのためにより良い状態を得んと願って(当該奴隷の)悪行を矯正していた主人たちには、罪は無い。このような場合、主人にとって自己の権利に属する奴隷をなおも生かしておくことが利益にかなうことであるのだから、(主人に)人を殺す意図があったのか、それとも単に矯正行為がなされただけ

なのか、どちらに思えるかは問われないことを我等は欲する。何となれば、主人が簡単な取り調べ⁽²⁾で家長の権限を行使する度に、奴隷の死亡により主人が殺人罪で告発を受けるとは好ましくないからである。それゆえ、打擲による矯正が加えられ、奴隷たちが運命の必然に迫られて人の世から去ることがあつても、主人たちは如何なる審問⁽³⁾も恐れるには及ばない。

正帝コーンスタンティヌスが七度目にして副帝コーンスタンティウスがコーンスルの年の四月一八日シルミウムで付与⁽⁴⁾す。

- (1) Maximilianus Macrobius, この人物については本法文から知られるのみであるが、*PLRE*, i, p. 529 (Maximilianus Macrobius 3) は、²、いずれかの州総督であつた可能性を示唆してゐる。

(2) *simplicibus questionibus*, 法文⁽²⁾は奴隷を死に至らしめた所有者が殺人罪に問われるべき場合と問われるべきでない場合を定めているが、本法文はそのうちの問われるべきでない場合を詳述している。法文⁽²⁾註(3)参照。ここで言う「簡単な取り調べ」とは、法文⁽²⁾とも共通する、笞打ちという簡単な手段による取り調べ・矯正のことである。

(3) *questio*, ここでは刑事犯罪の告発を受け、罰されること

を指す。cf. *Gothofredus*, ad h. l.

- (4) 副帝の名をコーンスタンティヌスと伝える写本が多く、また、三二六年四月にはコーンスタンティヌス帝はイタリアにいたことから、シルミウムで付与された本法文の発布年代については、*Seeck, Regesten*, pp. 64, 179; *PLRE*, loc. cit.; *Barnes, New Empire*, p. 78 はいずれも、正帝コーンスタンティヌスが八度目で副帝コーンスタンティヌスがコーンスルであつた三二九年の発布と考へる。

②⑤ 第九卷第七章第二法文

同(=コーンスタンティヌス)帝がエウアグリウス⁽¹⁾に〈宣示す〉。

姦通の罪は公の罪の一つと見なされ、それらの告発はあまねく万人に、法によるいかなる制限もなく認められているが、結婚を辱めることが、〈それを〉望む者たちに安易に許されることのないように、告発する権能は、偽らざる苦悶が告発へと駆り立てる最も身近な血縁者および縁者、すなわち、父方および母方の従兄弟、そしてとりわけ、実の兄弟にのみ与えられるのが至当である。しかし、我等は

これらの者たちにも、〈告訴の〉取消⁽²⁾によって〈濫訴の〉刑罰を抑制すべしという法を課すものである。何よりもまず夫が婚姻の寢床の復讐者となるべきであり、いにしえの元首たちは以前に、疑わしいというだけで妻を被告とすることを夫に認め⁽³⁾、一定期間内に告訴登録⁽⁴⁾すべしという制限に縛られないことを夫に認めていたのである。他方、我等は、家外者たち⁽⁵⁾については当該告発からはるかに遠ざけられてあるよう命じる。なぜなら、告発登録⁽⁴⁾の義務はあらゆる種類の告発を縛るものであるにもかかわらず、少なからぬ者が厚かましくもそれ（＝告発登録）を為し、虚偽に基づく侮辱によって結婚関係を貶めているからである。

正帝コーンスタンティヌスが七度目にして副帝コーンスタンティウスがコーンスルの年の四月二五日ニローコメデーアにて揭示す。

- (1) *Evagrius*. エウアグリウスについては、法文⑤註(1)および(4)、法文④註(1)、法文③註(1)を参照。
- (2) *ab initio*. 法文⑩註(3)を参照。
- (3) アウグストゥス帝の姦通処罰に関するユーリウス法では、夫は、姦通した妻をまず離婚したうえで、それから姦通の罪で元妻を告訴することが求められていた。つまり、妻を姦通の罪で告訴するということは、即離婚を意味して

テオドシウス法典 (*Codex Theodosianus*) (二四) (後藤)

いたのである。J. Evans Grubbs, *Law and Family in Late Antiquity* (法文⑩註(7)所引), p. 210は、本法文を再録した『勅法彙纂』第九卷第九章第二九法文の一節 “*penes se detinere non prohibetur*” を “*he (= husband) could even keep her at his home*” と解釈し、コーンスタンティヌス帝以前に(時期は不明)、姦通について確証はないがその疑いがある場合に、妻を離縁しないまま告訴することが夫に許されるようになり、告訴と離婚とが切り離して考えられるようになったと主張している。Evans Grubbsのこの解釈に従えば、本法文の「疑わしいというだけで…」という文言もそのような文脈のなかで解釈できるだろう。

なお、こうした変化の背景に、結婚の絆を重視するキリスト教の影響を想定する研究者もいる。たとえば、M. A. de Dominicis, *Sulle origini romano-cristiane del diritto del marito ad accusare "constante matrimonio" la moglie adulta*, *SDHI* 16 (1950), pp. 236-9は、本法文がローコメデーアで揭示されていること、名宛人のエウアグリウスがオリエーンス道長官であること(ただし、彼をオリエーンス道長官とする根拠は乏しい)などから、キリスト教の性倫理や結婚観に従って生活していた集団が当時の小アジアにはすでに存在していたと主張している。これに対して、Evans Grubbs, *op. cit.*, pp. 210f. は、キリスト教的結婚観が形成されるのもっとあとの時期であること、キリスト教著作家たちは妻の姦通を離婚の原因として認めている

ことから、キリスト教の影響を本法文に認める説に懐疑的である。

(4) inscribto. 法文②註(5)を参照。告訴・告発登録にあっては通常、濫訴ではないことを宣誓する義務が課されていた。これにより、もしも告訴・告発した者がその内容を証明できなかったときには、告訴・告発された者が有罪となつた場合と同様の罰を科される恐れが生じた。しかし、このような規制があるにもかかわらず、「少なからぬ者が厚かましくもそれを為し、虚偽に基づく侮辱によって結婚関係を貶めている」事態に鑑み、本法文は、家外者から姦通告発の権能を取り上げ、さらには夫以外の従兄弟や兄弟にも告訴登録の義務を課した。これによつて、告訴の権能を認められている従兄弟や兄弟であっても、告訴の内容を証明できないときには、濫訴の罪で逆に訴えられる恐れも生じ、それを回避するには、告訴の取消という正式の手続きを踏まなければならなくなつた。

(5) *extendi*. アウグストゥス帝の前述の法は、夫、妻の父、親族に姦通を告訴する権能を与えていたが、本法文ではそれを、夫、父方および母方の従兄弟、実の兄弟にのみ認めるとしている。他方、『勅法彙纂』第九卷第九章第二九法文(前註参照)では、夫の他に、(妻の)父、兄弟、父方および母方の伯父(叔父)に告訴の権能を与えており、本法文の内容と合致しない。この点について Evans Grubbs, *op. cit.*, p. 209 は、本法文は、告訴の権能をどの範囲の者に

まで認めるかを規定したものの、すなわち、従兄弟(四親等)よりも親等の離れている親族には告訴の権能を認めない旨を明確にしたものであるから、従兄弟よりも親等が近く、かつ、告訴の権能が以前より認められていた妻の父や伯父(叔父)にはわざわざ言及しなかつたと主張している。したがつて、Evans Grubbs のこの解釈に従えば、本法文の家外者には妻の父や伯父(叔父)は含まれないことになる。

②② 第一二巻第一章第一三法文

同(II コーンスタンティヌス) 帝が道長官エウァグリウスに(宣示す)。

出自⁽¹⁾によつて(都市参事会加入を)義務付けられているのに、嘆願⁽²⁾によつて自らに国家公務を要求し、軍団やさまざまな部署へと駆け込む者たちによつて都市参事会が見捨てられていることを知つたので、我等は、すべての都市参事会が以下のことを促されるよう命ずる。すなわち、在職二〇年以内の者で、出自⁽³⁾(に伴う義務)を逃れている者、または(参事会員としての)任命を無視して、国家公務にもぐり込んでいる者を見つけ出したならば、この者た

ちを都市参事会に連れ戻すように。そして、その他、以下のことが守られるべきであると知るように。すなわち、都市参事会を放棄して奉職していた者は、出自に縛られている場合だけではなく、負担にふさわしいだけの財産を持っているながら、国家公務に逃げたり、我等の恩恵によって解放されたりした場合も、都市参事会に呼び戻されるということである。

正帝コンスタンティヌスが七度目にして副帝コンスタンティウスがコンスルの年の五月一七日に付与す。

- (1) *Evagrius*. エウアグリウスについては、法文⑤註(1)および(4)、法文④註(1)、法文⑨註(1)を参照。
- (2) *origo* については、法文⑧註(2)を参照。
- (3) *supplicatio*. 法文②第(3)節に見るように、「嘆願」とは私人から皇帝に向けられるものである。
- (4) *militia* については、法文⑩註(3)を参照。これまでは「職務」と訳してきたが、意味をより明確にするために、以後は「国家公務」と訳す。
- (5) *intra XX stipendia stipendium* とは、もともと兵士が受取る給与のことであったが、一年の従軍期間をも意味するようになった。古代末期には、*militia* が文武両官職への従事を指すようになったので、これに従い、*stipendium* も文武

両職に使われるようになった。

②⑦ 第二三卷第三章第二法文

同(「コンスタンティヌス」)帝が道長官ルーフィウスに(宣示す)。

すべての御殿医および元御殿医は、あらゆる都市参事会の負担、ならびに、元老院議員や近侍やベルフェクティッシミー級の負担、および、行政の務めを果たした者にしばしば求められる諸義務から、さらにまた、地租の納入からも、自由であり免除され続けるべきであり、上記の諸身分や官職に時に課されることがある、金や銀や馬の納入を求められることは一切無きこと。而して、本法による特権は彼等の息子らにも及ぶことを、我等は定めるものである。

正帝コンスタンティヌスが七度目にして副帝コンスタンティウスがコンスルの年の五月二一日に付与す。

- (1) *Rufinus*. 道長官ルーフィウスについては、法文⑩註(1)・(17)、および後註(7)を参照。

(2) *archiatri et ex archiatriis*, じれらは *Gothofredus*, ad h. 1. も言うように、宮廷勤務の医師および退職者であり、彼らには皇帝との近きゆえに種々の特権——「第一級もしくは第二級の近侍」(後註(4)参照) 称号の授与や行政官職への任命、さらに本法文が示すように、そのような昇叙がもたらすものも含め種々の負担からの免除——が与えられた。cf. Jones, *LRE*, pp. 387, 431, 1012.

(3) *Gothofredus*, ad h. 1. によれば、元老院議員の負担とは、コーンスタンティヌス帝が元老院議員の所有する土地に課した新税 *collatio glebalis* を指す。毎年、二、四、八フォリスの三段階で徴収されたこの新税については、cf. Jones, *LRE*, p. 431; Jean Durliat, *Les finances publiques de Diocétien aux Carolingiens* (284-889) (Beihfte der Francia Bd. 21, Sigmaringen, 1990), pp. 31-33. 一フォリス(フォリスについては法文②註(2)も参照)の価値については様々に推定されており、Jones, loc. cit. は新税の導入に伴い約五ソリドウス(一ソリドウス=金七二分の一ローマ・ポンド。法文②註(2)参照)となったと考えるが、Durliat, *op. cit.*, p. 32, n. 148 は一ローマ・ポンドの金に値したと考える。

(4) *comites*, 以前から皇帝の旅に随行する者は半ば公式にこの名称で呼ばれていたが、コーンスタンティヌス帝がはじめてこれを公式に授与される称号とし、さらにそれを三等級に分けた。「第一級の近侍 *comes primi ordinis*」に分類されたのは、宮廷の主要民政部門や宮廷護衛兵の長官であ

り、やがていくつかの長官職自体が「○○のコメス」と呼ばれるようになった。宮廷外でも「近侍」は様々な任務に用いられ、コーンスタンティヌス帝はしばしば自らの「近侍」の一人を、通常の管区代官に代えて管区責任者に任命した。たとえば、法文⑥の名宛人である「ヒスパーニア諸州の総監 *comes Hispaniarum*」オクタウィアヌスなどがそれである。コーンスタンティヌス帝の死後まもなく、諸州に派遣されている野戦機動軍を指揮する「近侍」(*comes rei militaris*) も出現する。他方で「元近侍 *ex comitibus*」の称号は、実際の勤務と関わりなく授与される名譽称号にもなってゆき、クラリッシミー級(元老院身分)の位階を伴う「第一級の近侍」の称号も、様々な職の保持者や退職者に与えられるようになる。Jones, *LRE*, pp. 104-106; 526-528; 548f.

(5) ヘルフェクティッシミー級 *perfectissimi* については、法文④註(1)を参照。

(6) *praestationes publicae*, すぐに金銀や馬で納入される特別賦課への言及があるので、これは恒常的な公租ということで「地租の納入」と訳した。

(7) *Gothofredus*, ad h. 1. は *subscriptio* のコーンスル年(三二六年)に従うが、Seck, *Regesten* は本法文の名宛人を三一八〜三二〇年に道長官であった人物と考え(頁 143) 'subscriptio' の修正が最小限ですむ三二〇年(「正帝コーンスタンティヌスが六度目にして副帝コーンスタンティヌス

がコーンスルの年」を本法文の付与年とする (pp. 64, 170)。これに対し、Momm森 は本法文の名宛人を三四四〇〜三四七年イータリア道長官、三四七〇〜三五二年イリュルクム道長官であった *Vulcacius Rufinus*、本法文の付与年は三五四年とし (法文^⑨註 (一) および (17) を参照)、Jones, *LRE*, p. 1012, n. 57 もこれに従う。PLRE, I, p. 783 (*Vulcacius Rufinus* 25) は、名宛人については Momm森 に従うが、付与年については三四六年あるいは三五二年に帰しようとする。この Momm森 以来の趨勢に対し、*Deimare, Largeses sacres et res privata* (法文^⑨註 (一) 所引), p. 33 は、本法文の内容は本法典同巻同章第三法文によって確認されており、従って本法文の付与年は後者の付与年 (三三三年) より前でなければならないとして、*scriptio* のコーンスル年通り三三六年であったと考える。

②② 第九卷第一章第五法文

同 (II コーンスタンティヌス) 帝が首都長官マークシムスに (宣示す)。

署名告発ではなく、口頭のみで口の端から漏れ出る犯罪の申立 (へがなされる場合に) は、(口の端から漏れ出た)

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一四) (後藤)

出身地、子、財産、最終的には生命について、訴えの対象となる危険の下で争うことを被告発人だけでなく告発人にも強い旨、かつて認められた^③。それゆえ、(口頭のみによる) 申立の自由と軽率さが除去されて、署名告発の慣行と規律に刑事告発は従うべきことを、我等は望む。それは、すべての者が刑事告発をする際に古法を用いるようにするため、すなわち、怒りが和らぎ、この (手続に要する) 時を経て心の平安が回復したときに、分別をもって、そして良く考えて最終的手段 (訴訟) に訴えるようになるためである^④。

正帝コーンスタンティヌスが七度目にして副帝コーンスタンティウスがコーンスルの年の五月二日シルミウムで付与し、ローマで受領す^①。

(一) コーンスル年が写本通りだとすると、本法は三三六年に首都長官宛に付与されて受領されたことになる。しかし、名宛人マークシムスの肩書きが正しいとすると、マークシムスなる人物が首都長官職にあったのは三一九〜三三三年であるので、付与・受領年もその間に位置付けられる。一方、付与地との関係では、Soane によれば、三三〇年の夏にコーンスタンティヌス帝がシルミウムに滞在していたことが確認できることから、本法は三三〇年に属する可能

性が高。cf. *Regesten*, pp. 52, 64; Barnes, *New Empire*, p. 74; *PLRE*, i, p. 590 (Valerius Maximus 48).

- (2) *subscriptio*. 書面による告発。または、口頭による告発であるが、管轄裁判所の備付文書に記載し署名する告発をいう。cf. Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文)註(3)所引, s. v. [*Inscriptio*]; [*Accusatio*].

- (3) *Gothofredus*, ad h. l. によれば、アントーニヌス帝の勅答により告発の登録なしでも告発人の偽罪告発を認めることは裁判官の裁量にまかせられたが、告発人は、もし告発の理由がなく、告発に失敗するにいたったときには、告発により求められた刑罰と同様の刑罰を受けることとなった。この後、単なる犯罪の申立の場合は告発人に立証義務が課され、被告発人に出廷義務が課されることになった。

- (4) 写本では *ad supremam actionem cum ratione veniant adque consilio* であるが、*veniant adque consilio* の部分を *et consilio veniant* と読む伝承も存在する。

②⑨ 第九卷第九章第一法文

コーンスタンティヌス帝が首都住民に〈宣示す〉。

もし、ある女が秘密裏に奴隷と関係をもっていることが発見されたならば、同女は死刑に処せられ、その悪漢(=

奴隷)は火刑に処せられるべし。この公の罪を告発する資格はすべての者にあり、官庁には訴追する権限があり、奴隷にすら通報が許され、犯罪が証明されたならば、自由がその奴隷に与えられ、一方、誤った告発には罰が科されるべし。

(1) この法以前に妻(のような存在)となった女は、このような(男女の)結合から遠ざけられ、さらに家からも、また在地の私的な社交からも遠ざけられて、追放された情夫の不在を嘆き悲しむべし。

(2) この〈男女〉関係から女がもうけた子たちもまた、位階に関するすべての徽章を剥奪されて、ただ自由身分のみ留まるべし。また、何らかの終意処分の名目でもって、同女の財産のなから何ものかを、その子自らが〈直接〉受け取ってもならないし、第三者を介して〈間接的に〉受け取ってもならない。

(3) 他方、同女(の財産)に対する無遺言による遺産相続は、もしも嫡出子がいるならばその嫡出子たちに与えられ、(もしも嫡出子がいなければ)最も親等が近い宗族や血族に、または法の規定が認める者に与えられる。これにより、かつて情夫であった男(奴隷)と、その情夫から生まれた子たちが、何らかの事情でその財産のうちに保持

していると見なされるものは、同女の所有権と結びつけられて、前述の相続人によって要求されるようにすべし。

(4) たとえもし、この法以前に女または情夫が死亡しているとしても、これらのことは遵守されるべし。なぜなら、悪徳の張本人が一人〈だけ生き残っている場合〉でも譴責は行われるからである。

(5) しかしもし、すでに兩人ともが死亡しているならば、死亡した両親の悪徳によって圧迫されることのないように、我等は子たちに配慮する。すなわち、この子たちは家子となり、〈母の〉兄弟たち⁽⁴⁾、最も親等が近い宗族および血族よりも優先され、残された遺産の相続人たるべし。

(6) この法以後にこのことを為す者たちを、我等はむろん死でもって罰する。この法に従って別れた者たちが、再び密かによりを戻して、禁じられた関係を再開したならば、奴隷や担当官庁の〈提出した〉証拠によってであれ、最近親者の告発によってであれ、罪を犯したことが実証された者たちは、同じ罰を受けることになるであろう。

正帝コーンスタンティヌスが七度目にして副帝コーンスタンティウスがコーンスルの年の五月二九日セルディカで付与⁽⁵⁾す。

(1) ここでの奴隷は、女性が所有する奴隷のこと。他人が所有する奴隷と関係をもった女性の扱い（クラウティウス元老院決議）については、法文⑩を参照。また、法文⑫も参照のこと。

本法文における異例なまでの処罰の厳しさからして、また、「秘密裏に…関係をもっている」「もしも嫡出子がいるならば…」という表現などから、本法文は、夫のある身でありながら自分の奴隷と不倫な関係をもつ姦婦を対象にしていると考える研究者がいる一方で、本法文において夫への言及が一切ないこと、本法文を収録する第九章の表題が「姦通について」ではなく「自分の奴隷と関係をもつ女性について」となっていることから、前述のような解釈を疑問視する研究者もいて、意見の一致をみていない。cf. Evans Grubbs, *Law and Family in Late Antiquity* (法文⑫註(7)所引), p. 274.

(2) *siquè omnibus facultas crimen publicum arguendi, sit officio copia nuntiandi, sit etiam servo licentia deferendi* … *sit + 与格の構文が三つ続いている*。Evans Grubbs, *op. cit.*, p. 273 は、「当該箇所を“Let all have the opportunity to denounce the public crime, let all have the power to announce it to the authorities; let even a slave have the licence to bring information”と訳し、第一文と第三文の与格（告発または通報の資格を持つ主体）にあたるものが、第二文では省略されて

いる (つまり omnibus が省略された) とする。
これに対して Gothofredus, ad h. l. は 三〇三續へ sit + 与格の構文を素直に解釈して "Omnes promiscue arguere, Officium nunciare, servi deferre, dicuntur" とする。いずれの訳も文法上可能であるが、本論文では Gothofredus に従った。

(3) Mommsen, ad h. l. のパンクチュエーションでは、第(3)節が proximis cognatisque、第(5)節が proximis adque cognatis となつてゐるのに対つて Gothofredus, ad h. l. では前者が proximis cognatisque、後者が proxomis, adque cognatis となつてゐる。なお Gothofredus はコメンタリーでは cognati proximi という表現で説明しており、一貫性がないと言わざるを得ない。

周知の通り、市民法上の無遺言相続では、自権相続人、最近宗族 proximus agnatus、氏族成員の順で、法務官法上の無遺言相続では、卑属、法定相続人、血族 cognati、配偶者の順で相続がなされてきた。したがつて、本論文第(3)節の "vel filijs, si erunt legitimi, vel proximis cognatisque defertur..." という表現は、法務官法上の無遺言相続による相続順位、すなわち、卑属たる嫡出子 legitimi (filij)、法定相続人たる最近宗族 proximi (agnati)、血族 cognati に対応していると考えられるので、そのように訳出した。なお、ローマの無遺言相続については、法文②註(2)を参照。

(4) fratres, Evans Grubbs, *op. cit.*, p. 273 は、この「兄弟たち」を "their (= children's) brothers" とする。しかし、市民法上であれ法務官法上であれ、無遺言相続において、一人の子が他の兄弟姉妹よりも優先されるということは考えにくい。したがつて、ここでは Pharr に従つて、「母の」兄弟たち」と訳出した。なお、本論文では、Fratribus とだけ記されているが、「姉妹」も含んでいた可能性がある。これについては、法文②註(2)を参照。

(5) Seck, *Regesten*, p. 64 は、本論文がセルテイカで付与されてゐる点から、その年代を三二九年とし、Barnes, *New Empire*, p. 78 もこれに従つて。

②① 第一十六章第二章第六法文

同(II)コンスタンティヌス(帝)が道長官アブラーウィウスに(宣示す)。

公の負担からの免除は、民衆の合意によつてであれ、聖職を理由にしてであれ、(それを)求める人誰にでも与えられるということがあつてはならない。そして、無謀かつ限度なしに、人々が聖職者ら(の列)に加えられるのではなく、聖職者一人が死去した時に、死去した者の代わりに

別の者一人が選ばれるべきである。但し、その者は都市参事会員の家系であつてはならず、公の義務をきわめて容易に果たすことができるほどの豊かな資産があつてはならない。かくして、もし都市と聖職者たちの間で、誰かの名について疑いが生じた場合において、もし衡平がこの者を公の義務へと引寄せ、その者が出生によって都市参事会員であるか、財産によって〈都市参事会員として〉適格であるかと判断されたならば、その者は聖職者たちから遠ざけられて都市に引き渡されるべし。実際、富裕な者は時代の要求を引受け、貧しい者たちは教会の富によって養われるべきだからである。

正帝コーンスタンティヌスが七度目にして副帝コーンスタンティヌスがコーンスルの年の六月一日に掲示す。

- (1) Abavius. この人物については、法文^③註(一)を参照。
 (2) Neque vulgari consensu … への vulgari consensus は、公の負担を免除することを求める民衆の合意ではなく、Gothofredus, ad h. l. が考えるように、ある人を聖職者に押し人々の合意のことであろう。人々が合意しているからという理由で、負担を免除されることがある聖職が誰にでも与えられるわけではなく、また、聖職に就いているからといって誰にでも負担免除が認められるわけではないという

ことである。

- (3) municipes, municeps. への用法に関しては、Gothofredus, ad h. l. および、法文^⑥註(3)参照。
 (4) Gothofredus, ad h. l.; Mommsen, ad h. l. は、このコーンスル年とおりの三二六年を取るが、名宛人アブラーウィウスがオリエーンス道長官であったのは三二九年から三三七年と考えられるため、Seeck, *Regesten*, p. 179; *PLRE*, i, p. 3 (Pl. Abavius 4) は、三二九年(正帝コーンスタンティヌスが八度目にして、副帝コーンスタンティヌスが四度目のコーンスルの年)を取る。なお、本文文では、既出の法文^④と似た内容が繰り返されているが、法文^④註(2)、(3)で論じられているように、本文文がそれに先行するとの説が有力である。

③ 第八巻第五章第四法文

同(IIコーンスタンティヌス)帝がメナデルに(宣示す)。

多くの者たちが、自分自身のためか特別の必要性のためであるかのように求めた公共使用牛車(の使用許可)を、値段を決めて売り払っていることが信頼のおける報告によ

(4) 確認された。このため、使用許可証は今後、稀にしか、そして、相応しい者にしか与えられないこととするが、それでもなお、何処であろうと公共便の監督にたずさわっている者たち(5)は皆、誰かこの種の犯罪で捕まえられようかどうかを調査すること。その結果、〈犯罪が露見したときには〉買主と売主は島流しに処せられ、監督することを命令されていた者たちすらもまた、隠蔽または怠慢(6)があればその故に同じ罰を受けるべし。

(1) しかし、もし公共使用牛車の使用許可を持っている者が、命を守るためか、道中で遭遇する労苦(7)に対処するために、〈それに伴う不安を〉和らげるものとして誰かを伴ったとしても、不正にはならない。なぜなら、かかる行為は許可に値し、偵察役の者たちから隠されることもありえない。前述の罰によつて前者(8)＝使用許可書の売買(9)の(のみ)が罰せられるべし。この件に関しては、コーンズル級州総督、州総督、車輛長官(10)と公共便を管理するすべての者に通告がなされるべし。

正帝コーンズスタンティヌスが七度目にして副帝コーンズスタンティウスがコーンズルの年の六月二二日に付与す。

(1) Menander. 役職は不明であるが、アーフリカ諸州の総監 comes per Africam ではないかと考えられている。法文(5)註(一)「および Stoffel, *Über die Staatspost* (法文(5)註(7)所引), p. 87 参照。

(2) necessitates. Gothofredus, ad h. l.; Seeck, "Cursus publicus", in *RE*. IV. 2 (1901), col. 1851; E. Holmberg, *Zur Geschichte des Cursus Publicus* (Uppsala 1933), p. 62 及び「三六〇年ユリアーヌス帝がガリアの兵士を東方に派遣する際、家族 familiae を運ぶため重量輸送便 cursus clavartius の使用を許可したこと (Amnianus Marcellinus, *Res Gestae*, XX. iv. 11) と関連付けて「これは「自らの家族」を指していると考えた。しかし Jones, *LRE*, p. 831 が述べているように「ユリアーヌス帝の許可は特例的な措置であると思われるので、Stoffel, *op. cit.*, p. 87 と同様に「より一般的に「必要性」と訳出する。

(3) angariae. 本法文第(1)節から推察するに、実際に牛車そのものを売買するわけではないので、ここでは後出の公共使用牛車の使用許可 angariais copia と同じ意味であると考えられる。なお、公共使用牛車は、重量輸送便のために用いられ、普通は二頭の牛によつて牽引された。cf. Jones, *LRE*, p. 831; Stoffel, *op. cit.*, pp. 21f.

(4) certis nuntius. nuntius は「知らせ」でも「使者」でもありうる。後者ならば「信頼のおける使者によつて」という訳になる。

(5) 特定の担当官吏を指しているのではなく、地方レベルで公共輸送監督にあたる者たち(都市役人、兵士、下級官吏など、地域によって様々であったと思われる)を総称しているであろう。

(6) *praefecti vehiculorum*. Stoffel, *op. cit.*, p. 88によれば、*praefecti vehiculorum* という官職が、この名前で言及されるのは、これが最後。恐らく、コーンスタンティヌス時代かそのすぐ後に廃止され、その任務は州総督に移った。*praefecti vehiculorum* は、帝政前期には騎士階級の官職で、職務内容に関する史料はほとんど存在しない。

㉔ 第一五巻第一章第三法文

同(=コーンスタンティヌス)帝が道長官セクンドゥスに(宣示す)。

我等が命ずるに、諸州の総督らは、前任者によって開始されたもの(=建物)を完成する前には、神殿だけを除き、いかなる新しい建築物にも着手すべきでないことを承知するよう。

正帝コーンスタンティヌスが七度目にして副帝コーンスタンティウスがコーンスルの年の六月二十九日に付与す。

テオドシウス法典(Codex Theodosianus) (二四) (後藤)

(1) *Secundus*. 道長官職にあったセクンドゥスなる人物としては、三六一〜三六五、三六五〜三六七年にオリエーンス道の長官を勤めた *Saturinius Secundus Salutius* が知られてゐる。cf. *PLRE*. i, pp. 814-817 (*Saturinius Secundus Salutius* 3). なお、Seeck は、*Secundus Salutius* が長官職にあつたのは、三六一〜三六六年と考へる。cf. *Regesten*, pp. 33; 93.

(2) *exceptis duntaxat templorum aedificationibus*. *Gothofredus*, *ad h. l.*によれば、本法典第一六巻第一章第一法文などにあるように、*tempa* は非キリスト教に関わると理解されるべきである。三二六年という年にコーンスタンティヌス帝によって本法が出されたということは、同帝によってキリスト教会のための建設などに配慮がなされている一方、本法が宛てられている地方の総督たちは多く非キリスト者であることが考慮された結果と考へるべきであろう、とされる。これに対し、Seeck は、次註(3)にあるように本法を三六二年に発せられた法とし、神殿だけが例外とされているのは、それまでキリスト教徒皇帝たちが建設を進めてきた建築事業に対し、ユリアーヌス帝が抑止の方向性を打ち出し、伝来のローマの宗教の復活を意図したからであると考へる。cf. *Regesten*, p. 93.

(3) 写本通りだとすると本法は三六六年に公にされたことになり、*Gothofredus*, *ad h. l.*はそのように考へる。これに対

し、Seeck は三六二年とし、*PLRE. i, p. 815* も同様であるが、Seeck によるとその理由は、註(1)および(2)にあるように、名宛人の長官在職期間が三六一―三六六年であること、神殿を例外とすることはキリスト教徒皇帝に帰せられることではなく、父祖以来の宗教を再び表に出せうとするユリアヌス帝のみ帰せられる事柄であることである。しかし、そうだとすると三六二年のコーンスルは *Mamertino et Nevitta cons.* となるはずであるが、Seeck は、コーンスル年が間違つて伝承されている場合であつても、日付だけは正確に伝承する場合があります、本法の日付はそれに相当する」とする。cf. Seeck, *Regesten*, p. 93. なお、Mommisen, ad h. l. は両方の可能性を述べている。

②③ 第九卷第二二章第三法文

同(IIコーンスタンティヌス)帝がアフリカ州総督テルトゥッルスに(1)「宣示す」。

何びとかが贗造行為によつて貨幣を造つたときには、その者の全財産が国庫に没収され、その者自身は法が定める厳しさ(3)によつて罰せられることを、我等は命じる。而して、貨幣を打刻することへの熱意は、我等が貨幣製造所に

のみ漲るであらう。

正帝コーンスタンティヌスが七度目にして副帝コーンスタンティウスがコーンスルの年の七月六日メディオラーヌムで付与す。

(1) Tertullus この人物については本法文から知られるのみであるが、*PLRE. i, p. 882* (Tertullus 1) は、三〇七―八年の首都長官であつた *Attius Insteius Tertullus* (pp. 883f. [*Attius Insteius Tertullus* 6]) の息子で、かゝる三五九年に首都長官を務めることとなる *Tertullus* (p. 882 [*Tertullus* 2]) の父親であつた可能性を示唆している。

(2) *falsa fusione, fusio* の語義は「注ぎ込む」「鑄る」であるが、ギリシア・ローマ時代の貨幣はふつう、鑄造ではなく打刻(二枚の彫り込みを入れた型の中に金属片をはさんで打つ)によつて造られており、その方が大量製造に適してゐた。cf. Christopher Howgego, *Ancient History from Coins* (London and New York, 1995), p. 26. 貨幣の贗造については、前八一年のスツラの法 (*lex Cornelia de falsis*) 以来、刑事犯罪たる「偽罪」に含まれていたが、*Gothofredus, ad C. 1.* は、本法文で問題にされている贗造行為とは、単ににせの型の使用、重量や材質のごまかしにとどまらず、とりわけ帝国の貨幣製造所以外の場所で貨幣を造ること、すなわち貨幣の私造であるとしている。

- (3) スツラの法では、「偽罪」に対する処罰は流刑(法文⑦)
 註(2)参照)であった。船田亨二『ローマ法』(法文⑩)
 註(2)所引、第一巻、二三五頁参照。法文⑥⑥および⑦⑦
 も参照のこと。

②34 第一五巻第一四章第三法文

同(=コーンスタンティヌス)帝が首都警備隊長官ア
 ンティオクスに(宣示す)。

暴君が法に反して勅答したことは効力を持たないと我等
 は命じる。ただし、暴君の合法的な勅答は疑義をはさまれ
 るべきではない。

正帝コーンスタンティヌスが七度目にして副帝コーン
 スタンティウスがコーンスルの年の七月八日ローマで付
 与す。

- (1) Antiochus. この人物および官職については、法文②註
 (1)・(2)および法文⑩註(1)・(2)を参照。次註も
 参照のこと。
 (2) 本文の暴君が誰を指すのかによって、本文の年代も
 異なってくる。Gothofredus, ad h. 1. はこの暴君をリキニウ

テオドシウス法典(Codex Theodosianus) (二四) (後藤)

ス帝とし、本文の付与年を subscriptio 通りに三二六年と
 する。他方、Seeck, *Regesten*, p. 101 はこの暴君をマクセン
 ティウス帝として、本文の付与年を三二三年に修正し、
 さらに、コーンスタンティヌス帝は三二三年の冬には
 ローマを離れているので、本文の subscriptio の月は IVL
 ではなく IAN. とする(つまり、本文の日付を一月六日
 に修正する)。PLRE, i, p. 73 (IVLIUS ANTIQCHVS 15);
 Barnes, *New Empire*, p. 71 & Seeck に従う。Mommien, ad
 h. 1. は、マクセンティウス帝とリキニウス帝の両方の可能
 性を指摘しつつも、本文を三二六年としている。ただ
 し、Gothofredus 以来指摘されているように、この暴君を
 リキニウス帝と同定するならば、コーンスタンティヌス
 帝が即位二〇周年祭でローマ入りしたのが三二六年の七月
 一八日(または二一日)なので、本文の日付は修正され
 なければならず、また、アンティオクスが首都警備隊長官
 の職にあったのが三二一―三二九年なので、この点でも齟
 齬が生じることになる。なお、法文⑥⑥および⑦⑦も参照のこ
 と。

②35 第一五巻第一四章第四法文

同(=コーンスタンティヌス)帝が元老院に(宣示

す)。

暴君によって元老院議員から「船主」の負担へと突き落とされ(た者たちのうちで)、その出生に基づく地位に戻されることを請願している者たちに関して、その判断と審査は崇高なるあなた方に委ねることが至当である。それは、あなた方が、資力と生き方の立派さにおいて、また出生の高貴さにおいて、光輝あるあなた方にふさわしい人物を(同僚に)選ぶようにするためである。なぜなら、かくも偉大な地位についての決定を、あなた方の意見や判断以外のものに委ねるのは不適當だからである。一方、首都長官は、あなた方がふさわしい者として選んだ人々の名前を我等に伝えるように。それは、あなた方の決定を我等が是認するためである。

コーンスタンティヌス帝が七度目にしてコーンスタンティウスがコーンスルの年の七月一日に付与す⁽²⁾。

- (1) B. Sifts, *Food for Rome* (法文⑩註(7)所引), p. 291 は、ここでの暴君をマクセンティウス帝とし(したがって本文の付与年を三二三年とする)、マクセンティウス帝は、元老院勢力を弱めるために、また首都への穀物輸送を安定化させるために、元老院議員の一部を「船主」に指名

したと考えている。なお、「船主」については、法文⑭および⑯を参照。

- (2) 法文⑭註(2)を参照: *Seckl Register*, p. 101 は、法文⑭と同様、本文の暴君もマクセンティウス帝を指すと考え、本文の付与年月日を三二三年の一月一三日とする。なお、前註も参照のこと。

⑭ 第一五卷第一章第四法文

同(IIコーンスタンティヌス)帝が我等の親愛なるフェーリクス⁽¹⁾に挨拶を送る。

穀物庫に接する近隣一〇〇ペース⁽²⁾以内は完全に隔離されるべきものであり、何かが建設されたときには、取り壊されるべし。なぜなら、ごく最近の諸経緯において、穀物庫に接していた建物の火災により国庫が辛酸を舐めたことが明らかになったからである。もし何びとかが建造しようとの情熱により公の損害を考慮しなかったときには、その者が建設したものだけでなく、その者のあらゆる財産およびその権利のうち持っているものなら何であれ国庫に没収される⁽³⁾旨、我等は命じる。

正帝コーンスタンティヌスが四度目にして副帝コーンスタンティウスがコーンスルの年の七月二二日シルミウムで付与す。

- (1) Felix フェーリクスなる人物は、史料上何人が登場するが、コーンスル年との関係でどのフェーリクスと同定されるかについては、註(4)および法文⑩註(1)を参照。cf. *PLRE*, i, pp. 331-333.
- (2) *centum pedes*: 二九・五七四メートルに相当する。
- (3) *fisco adiudicari*: 元来、共有物分割などの分割訴訟において審判人が分割の結果当事者に権利移転の効果を発生させて、目的物を付与する判断を下すことを *adiudicare* (「裁定付与する」と言うが、その判断権限を審判人に与える文言が訴訟方式書を通常構成する四部分(請求表示 *intentio*、請求原因の表示 *demonstratio*、裁定付与 *adiudicatio*、判決 *condemnatio*)の一部に含まれていて、その部分を *adiudicatio* と呼んだ。しかし、*adiudicatio* はある者の所有権を他の者または国庫の所有に帰属させるときにも用いられた。cf. Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文⑩註(3)所引), s. v. [*Adiudicatio*], 原田『ローマ法』(法文⑩註(3)所引), 三八七〜三八八頁参照。したがって、本文文の逐語訳は「(判決により)国庫に付与される」となるが、*fisco adiudicari* は本文文では「国庫に帰属させること」を意味

テオドシウス法典 (*Codex Theodosianus*) (一四) (後藤)

し、かつ「公の秩序に違反したがゆえに生じた事態」を表現していることから、ここでは「没収」と翻訳した。

- (4) *Constantino A. III et Constantio C. Cons.* はコーンスル年として存在しない。Seeck は VII の書写上の間違いが III であると考えた上で、名宛人のフェーリクスがコルシカ総督として三一八年一〇月二四日に確認でき(法文⑩註(1)参照)、三三〇年までこのポストに就いていたとする一方で、この前後でコーンスタンティヌス帝のシルミウム滞在は三一九年と三三〇年だが、三一九年の七月二五日にはすでにナイッスに滞在していることが確認できること、および三一九年の同月二二日にシルミウムにいないことは不可能ではないものの、困難であることから、本法は三二〇年に付与された、と考える。cf. *Regesten*, p. 65; Seeck は、書写上の間違いと、三三〇年を示す *Constantino A. VI et Constantino C. cons.* とがどのような関連に立つのかを示していないものの、Barnes, *New Empire*, p. 74 ♪ Seeck 説を採用する。これに対し、*PLRE*, i, p. 331 (Felix 2) では、本文文の名宛人フェーリクスは、三二八年にコルシカ総督として法文⑩・⑪を受領した人物 (*ibid.* [Felix 1]) ではなく、三三三〜三三六年にアフリカ道長官を勤めた人物と同定され、本法は、三二五年一〇月一九日に公にされた法文⑩と同様の *inscriptio* があることを前提に、三二六年三月二二日に付与されたと考えられている。

②37 第七卷第二二章第二法文

同（＝コーンスタンティーンヌス）帝がセウエールスに（宣示す）。

我等は退役兵の息子らが、その親たちに与えられた特権のゆえに無為であることを許すものではなく、^② 全都市において布告が掲示されて（そのような息子らが）細心の注意をもって探索され、都市参事会員の負担に服するか兵役に服するか^③のいずれかを強いられるよう、命じるものである。その際、貴官の部署は、審査される者たちが二〇歳から二五歳に至るまでの年齢であるよう留意すべきこと。

(1) ところで、騎兵としての軍務を耐え忍んだ退役兵の息子らが、騎兵の中に入れられることを望んだときは、それぞれ（軍用に）適した馬一頭と共に前記の軍務に加わることを条件に、その資格を得るべきこと。

(2) しかし、もし何びとかが（軍用に適した）馬二頭あるいは適した馬一頭と奴隸一人を伴うならば、その者は、哨戒兵の位階をもつて兵役に就き、二倍の現物給与^⑤を受け取るべし。その位階は他の者たちには、精勤の後に与えられるのであるが。

(3) 一方、各都市の参事会員たちには以下のこと^④が通知されるべきこと。すなわち、前記の年齢に該当する退役兵の息子らが軍務に服することを望まない、または、適格でないことが判明したときは、その者らを速やかに都市参事会員の務めに召喚すべし。ただし、彼らが家産の点で適格であることが判明する場合のことである。

(4) だが、軍務に服することを望む者たちのうちのある者らが、四肢の障害の状況はそれを可能にしているにもかかわらず、^⑦ 騎兵としての軍務には適さず、軍団兵としての勤務には適することがわかったときには、その者らは、この目的のために派遣されている我等の下士官^⑧のもとに送り届けられる者として登録されるべきこと。

正帝コーンスタンティーンヌスが七度目にして副帝コーンスタンティウスがコーンスルの年の七月三〇日^⑨にアクイレイアで付与す。

(1) Severus, *Seck, Register*, pp. 65, 166 はこの名宛人を、^⑩ 文の名宛人で三一八年にイータリア管区代官であったユーリウスセウエールス（法文^⑪註（1）参照）と同一
 ④ PLRE, I, p. 836 (VULVIVS SEVERVS 25) Barnes, *New Empire*, p. 144 → Seck に従う。これに對し Mommsen, ad

Pr. は、法文⑬の名宛人で三二五〇六年に首都長官を勤めたアキリーウス・セウェールス(法文⑬註(1)参照)と同一人物である。付与年との関係については、後註(9)を参照。

(2) 退役兵に与えられる特権については、法文⑭、⑮および⑯を参照。

(3) すでに法文⑰が、退役兵の息子を兵役か都市参事会員の負担のいずれかに結び付けている。法文⑱註(2)を参照。

(4) *qui probantur ab annis viginti usque ad viginti et quinque annos aetatem agent.* の場合の審査とは、入隊にあたっての身体的条件を含む適格審査のことであり、二五歳以上になつた者は都市参事会員の負担に服することになる。Gothofredus, ad h. l. なお、本法典第二卷第一章第一八法文は、軍隊勤務を拒否する退役兵の息子が三五歳に達したなら、都市参事会員になるべきことを命じており、Gothofredus, ad l. 1. 18 はこの「三五歳」は「二五歳」に修正されるべきとするが、Jones, *LRE*, p. 616 は年齢制限がテキスト通りに変更されたと考ええる。「二〇歳」についても、Gothofredus, ad h. l. が指摘するように、本法典に収録されている本法文以後の諸法文は一貫しておらず、第七卷第一三章第一法文は新兵の入隊年齢を「一九年目から ab anno decimo et nono (= 満一八歳から)」とするが、本巻本章第四法文および第二二巻第一章第五八法文では「一六年を過

ぎても post sedecim annos (= 満一六歳になつても)」軍務に服せぬ退役兵の息子は都市参事会に入るべきことを命じている。これらについて、前述したように年齢制限が三五歳まで引き上げられたとする Jones, *LRE*, pp. 616f., n. 19 は、第七卷第一三章第一法文が示す入隊年齢は「一九歳」とし、一九歳未満の者は入隊できないのだから本巻本章第四法文が言う「一六年を過ぎて」とは「徴兵可能年齢に達したのち一六年」を意味しているに違いないとする。一方、Pharr, p. 155, n. 24 は入隊の最低年齢は退役兵の息子の場合が通常一六歳、その他が一八歳であつたと説明している。

(5) *circitoria* : dignitate. 帝政後期の軍隊における下級下士官の等級の一つであり、語義に従つて「哨戒兵」と訳したが実際の任務は不明で、Southern & Dixon, *The Late Roman Army* (法文⑳註(1)所引), p. 62 は後述する *bitharus* とともに食糧補給に関わつていたのかもしれないとする。審査を経て入隊した新兵 *triones* は、訓練期間終了後に歩兵 *pedes* もしくは騎兵 *eques* となり、やがて *semissalis* (一・五アンノーナ [後註(6)参照] を支給される) の等級を経て、下士官の位階を昇進していくことになる。帝政前期に遡る *legiones* (軍団)、*cohortes* (歩兵大隊)、*alae* (騎兵大隊) 等の部隊編成においては、百人隊長 *centurio* や騎兵十人隊長 *decurio* 等の旧来の等級も残つていたが、三世紀後半〜四世紀に現われた *vexillationes* (騎兵大隊) や

- auxilia (歩兵大隊)等の新しい部隊編成においては、兵士は勤続年数や功績に応じて以下のように昇進していく。「哨戒兵」あるいは「兵站係 *bivacchus*」(ともに二アンノーナを支給される) ↓ 「百人隊長 *centenarius*」(二・五アンノーナ) ↓ 「二百人隊長 *ducentarius*」(三・五アンノーナ) ↓ *senator* (おそらく四アンノーナ) ↓ *primicerius* (五アンノーナ)。このように部隊内で昇進を重ねた上で、兵士は *protector* (後註(8)参照) になるのであるが、ここまでは昇りつめる兵士は少なかった。cf. Jones, *LRE*, pp. 617, 633f.; Southern & Dixon, *op. cit.*, pp. 61f., 82f.
- (6) *annona* アンノーナについては、法文⑩註(2)を参照。
- (7) 法文④は、兵役義務を避けるために、指を切断するなど自分の身体を傷つける者たちがいたことを示している。
- (8) *protector*: 法文⑦註(2) および法文⑩註(3)を参照。これまで単に「下士官」と訳してきたが、法文⑩註(3) および本文前註(5) で見るように、「将校見習い」「士官候補」という方が実態に近いであろう。
- (9) *scriptio* のコーンズル年は三二六年であるが、三二六年七月三〇日にはコーンズスタンティヌス帝はアクレイリアではなく即位二〇周年祭でローマ市にいた。Seeck, *op. cit.*, p. 65はそのことに加えて、都市参事会に関わる本法律の名宛人としては首都長官より管区代官の方が妥当という理由で、前註(1) で見たように本法律の名宛人をユリアウス・セウエールスと同定し、付与年は彼がイタリア管

区代官であった三一八年とする。P. *LRE*, I, loc. cit.; Barnes, *op. cit.*, p. 74も同様。これに対し、名宛人をアキリーウス・セウエールスと同定する Mommsen は、法文⑩が示すように三二六年四月初頭にはコーンズスタンティヌス帝がアクレイリアにいたことから、本法律が付与された月を三月に修正すべきだと考える。

⑩ 第一二巻第五章第一法律

コーンズスタンティヌス帝がアフリカ州の総監ティベリアヌスに⁽¹⁾〈宣示す〉。

その年の次の職務のために、後任となる二人官に任命を与える都市政務官は、自らが負うことになる危険を熟慮した上で以下のように取り計らうべし。すなわち、アフリカでは慣習に基づいて人民の選挙⁽⁵⁾によっても任命が行われているとはいえ、政務官自身も同様に、任命されることになる者らが適格であることを確認するよう尽力し、努力すべし。というのも、もし任命された者が適格ではなかった場合には、その危険を負うべき彼ら自身が責任を負わされることを、衡平の原理は勧めるからである。

正帝コーンズスタンティヌスが七度目にして、副帝コー

ンスタンティウスがコーンスルの年の七月三〇日ニーコ
メーデーアにて付与す。⁽⁷⁾

- (1) Tiberianus, *PLRE*, i, p. 911 (C. Annus Tiberianus 4) に於
れば、ティベリアーヌスは、三二五年から三二七年まで
アフリカ州の総監を務め、その後、三三二年にヒスパ
ニア諸州の総監 *comes Hispaniarum*、三三五年にヒスパ
ニア諸州の管区代官 *vicarius Hispaniarum*、三三六年から三
三七年にかけてはガリア道長官の職に就いた。
- (2) *in futurum anni officium*. Mommsen, ad h. l. は *in futurum* で
はなく *in futuri* かもしれないと注記している。その場合には
「次の年の職務のため」。 Cf. Lepelley, *Les cités de l'Afrique ro-
maine au Bas-Empire*, I (Paris, 1979), pp. 142-143, n. 105
は、さまざまの可能性を考慮したうえで、次の年に任務を
引き継ぐ者を任命することと結論づけている。
- (3) *magistratus*、*uir* は *duumvir* と同義で使われている。
cf. Gothofredus, ad h. l.
- (4) *periculum* もし、政務官職に伴うさまざまな出費を担え
ないような人物が選出されてしまった場合には、前任の政
務官がその費用を肩代わりしなければならなかったため、そ
うした責任を負わされる「危険」に言及したものである。 Lepel-
ley, *op. cit.*, p. 143 を参照。
- (5) *suffragia*。一応「選挙」と訳したが、投票を伴う選挙で
あったとは限らず、集まった人々が名前を叫んだり、歓声

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (二四) (後藤)

を上げたりして当選者を決める「歓呼 *acclamatio*」のよう
な形式であった可能性もある。 Lepelley, *op. cit.*, pp. 144-
145, n. 109 を参照。

- (6) *aequitatis ratio*。人民による選挙が行われていない他の地
域では、任命権者である政務官が責任を負うことになって
いるので、アフリカでは人民による任命が行われている
けれども、やはり政務官が責任を負うことが衡平の理にか
なっているという意である。 cf. Gothofredus, ad h. l.
- (7) 写本には、コーンスタンスが副帝の年とあるが、*Mommsen*
がコーンスタンティウスに修正し、三二六年とした。
しかし、*Mommsen* ad h. l. は、この時期コーンスタン
ティウスがローマにいたことから、日付については疑わ
しいと書いている。他方、*Seck, Regesten*, pp. 83; 175 は、
この法文を三二五年においている。それは、前年の七月三
〇日頃にコーンスタンティウスがニーコメーデーアに
滞在している可能性があることから、付与は三二五年七月
三〇日、受領もしくは揭示が三二六年と書かれていたのが
混同され、三二六年の七月三〇日付と筆写されるに至っ
たと考えるからである。

(未完)

(附記) 今回の担当者は、後藤篤子、田畑賀世子、林信
夫、樋脇博敏である。